

君津市学校給食用物資納入業者登録要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、君津市（以下「市」という。）が発注する学校給食用物資（以下「給食用物資」という。）の納入に関して、学校給食の安全安心な提供を行うため、給食用物資の品質、安定的な供給を確保する必要があることから、給食用物資の納入業者の登録について必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この要綱において「給食用物資」とは、物資規格規程に定める内容を満たした物資をいう。

(登録)

第3条 給食用物資の納入を希望する者は、（以下「登録希望者」という。）君津市学校給食用物資納入業者登録要綱（以下「登録要綱」という。）に登録しなければならない。ただし、登録名簿への登載は常時的な発注を確約するものではない。

(登録の区分)

第4条 登録は、取扱食材区分により行うものとする。登録の区分は、一般物資を対象とするA登録、青果物や肉を対象とするB登録及び米やパン、調味料を対象とするC登録とし、複数の区分の登録も可能とする。

(学校配送)

第5条 A登録又はC登録の給食用物資のうち、学校配送指定の給食用物資については、別表第1に掲げる各学校へ配送することを原則とする。

(登録の基準)

第6条 登録希望者は、次の基準を満たしているものとする。また、別に定める取扱食材区分ごとの「物資規格規程」も併せて遵守するものとする。

- (1) 学校給食が、児童生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童生徒の食に関する正しい理解及び適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることを理解していること。
- (2) 千葉県内に本店、支店、営業所、工場等、固定した施設を有していること。
- (3) 食品に関する営業実績が継続して2年以上あり、経営状況が良好であること。ただし、上記に該当する者が新たに会社を設立した場合は、上記の条件を満たしているものとみなす。
- (4) 納税義務が履行されていること。
- (5) 衛生管理上必要な倉庫、冷蔵庫、冷凍庫、配送車両等の設備を有し、品質管理が適正に行われていること。
- (6) 製造、加工、配送に携わる従業員全員の細菌検査を1か月に1回以上実施し、その結果を遅滞なく提出すること。
- (7) 市から衛生検査等に係る報告を求められた場合は、遅滞なく報告書を提出できること。
- (8) 随時の立ち入り検査等については、速やかに応じることができること。
- (9) 食品に関する法律及びその他の関連法令等を遵守していること。
- (10) 学校給食の実施に必要な所要量を確実に供給でき、指定した期日及び時間に指定の場所に納入できる能力を有すること。また、不測の事態においても、誠実かつ迅速に対応できること。

(登録の申請)

第7条 登録希望者は、君津市学校給食用物資納入業者登録申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付し、申請するものとする。ただし、青果物のみの登録の場合においては、第1号及び第2号に掲げる書類の添付は必要ないものとする。

- (1) 食品営業許可証の写し又は食品営業許可を必要としない場合は食品衛生責任者票の写し
- (2) 直近の食品衛生監視票の写し
- (3) 県税納税証明書（全税目（完納証明））及び市税納税証明書（全税目）
- (4) 使用印鑑届（様式第2号）
- (5) 委任状（様式第3号）
- (6) 誓約書（様式第4号）

(登録の有効期間)

第8条 登録の有効期間は、市が別に定める。

(審査登録)

第9条 市は、第7条の規定による登録の申請があった場合は、申請書類の内容を審査し、妥当と認めるときは、君津市学校給食用物資納入業者登録名簿（以下「名簿」という。）に登録する。

2 前項の規定による審査の結果、登録を妥当と認めるものは決定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

3 第1項の規定による審査の結果、登録を妥当と認められないものには却下通知書（様式第7号）により通知するものとする。

4 名簿は、有効期間の間、登録者の商号又は名称、所在地又は住所及び代表者氏名等及び登録の区分について市ホームページにおいて公表するものとする。

(登録の変更)

第10条 登録者は、登録事項に変更が生じたとき又は名簿登録を廃止しようとするときは、君津市学校給食用物資納入業者登録事項変更・追加・廃止届（様式第5号）に必要書類を添付し、速やかに市に提出するものとする。

(発注、納入等)

第11条 給食用物資の発注、納入等については、別に定めるものとする。

(処分等)

第12条 市は、納入業者が不良品等を納入し、若しくは納入食材により健康被害が発生する等、学校給食に支障を生じさせ又は生じさせる恐れがある場合及び納入業者が物資納入時に事故等が発生した場合、別に定める「君津市学校給食用物資納入業者処分規程」に基づき、措置を講ずるものとする。

(みなし規定)

第13条 千葉県から学校給食用牛乳供給事業者に選定された者は、名簿に登載されたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年2月22日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

別表第1 令和3年度（2021年度）予定

学 校	
小学校	中学校
八重原小学校	君津中学校
南子安小学校	周西中学校
周西小学校	周南中学校
大和田小学校	周東中学校
坂田小学校	上総小櫃中学校
貞元小学校	周西南中学校
周南小学校	八重原中学校
小糸小学校	
清和小学校	
小櫃小学校	
上総小学校	
北子安小学校	
外箕輪小学校	